

# 甲府市高齢者新型コロナウイルス感染症検査費用助成金交付要綱

令和2年12月11日  
福 第 2 3 号

## (目的)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び重症化を予防する観点から、市内の福祉施設等に新たに入所する高齢者で、本人の希望によりPCR検査及び抗原定量検査（以下「PCR検査等」という。）を受けた者に対し、予算の範囲内において、助成金を交付することについて、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2 この要綱において「福祉施設等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設、同条第29項に規定する介護医療院及び同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設並びに同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う事業所
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム及び同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
- (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホームに該当するものに限る。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（施設入所支援を行っているものに限る。）及び同条第1項に規定する障害福祉サービス（療養介護及び共同生活援助に該当するものに限る。）を行う事業所

## (助成対象者)

第3 助成の対象者は、市内の福祉施設等に新たに入所する65歳以上の高齢者で、当該施設への入所前にPCR検査等（医師が行政検査と認めたものを

除く。)を受けた者とする。

(助成金額等)

第4 助成金額は、PCR検査等の費用相当額とし、次に定める額を上限とする。

- (1) PCR検査1件につき20,000円
- (2) 抗原定量検査1件につき7,500円

2 助成金の交付回数は、1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第5 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和4年3月31日までに、高齢者新型コロナウイルス感染症検査費用助成金交付申請書兼代理受領委任状(第1号様式。以下「交付申請書兼代理受領委任状」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) PCR検査等を実施した医療機関又は民間検査機関が発行した領収書
- (2) 助成金振込先口座の通帳の写し
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

(交付決定)

第6 市長は、第5の規定による交付申請があったときは、これを審査して交付の可否及び助成金の額を決定し、高齢者新型コロナウイルス感染症検査費用助成金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。ただし、助成金を交付する旨を決定したときは、助成金を交付することによりこれに代えることができるものとする。

(事業報告)

第7 規則第6条の規定による決算及び事業報告については、第5第1号に規定する領収書の提出によりこれに代えるものとする。

(助成金の返還)

第8 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、期限を定めてその者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(手続等の委任)

第9 申請者は、助成金の申請及び受領に係る手続を、入所を予定している福

社施設等の代表者に委任することができる。

2 前項の規定により委任を受けた福祉施設等の代表者（以下「受任施設代表者」という。）は、令和4年3月31日までに、高齢者新型コロナウイルス感染症検査費用助成金交付申請総括票（第3号様式）及び高齢者新型コロナウイルス感染症検査費用助成金申請者一覧表（第4号様式）に、交付申請書兼代理受領委任状及び第5各号に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により代理申請があったときは、受任施設代表者に対し第6第2項に規定する通知を行い、助成金を受領させるものとする。

（調査等）

第10 市長は、助成金に関し必要があると認めるときは、申請者及び受任施設代表者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月11日から施行し、同日以後に行うPCR検査等について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日から令和3年9月30日までの間に行うPCR検査等について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に行うPCR検査等について適用する。